

Tax Alert: “国家社会保険基金（NSSF）への掛金拠出に関する料率・手続” 他、最近の主な税務通達

2017年12月7日



Grant Thornton Cambodia は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

1. マイクロファイナンス金融機関(MFI)から非居住の貸し手に対する金利支払いに係る源泉税率

2017年10月27日、経済財政省（The Ministry of Economic and Finance）は、マイクロファイナンス金融機関(MFI)から非居住の貸し手に対する金利支払いに係る源泉税率に関する通達 No.1129MEF.Prk を交付しました。主な内容は以下のとおりとなります。

- ・ 当通達は、カンボジア銀行財政法および関連規制下にあるマイクロファイナンス金融機関（MFI）のみが対象となる。
- ・ 非居住の貸し手への支払利息に係る源泉税率を 14%から 10%に減税する。
- ・ 当該減税は 2017 年、2018 年の利息支払いに対して適用される。
- ・ MFI は以下の資料を保持する必要がある。
 - a. 両当事者の弁護士の認証を受けた金銭消費貸借契約書
 - b. 上記金銭消費貸借契約書に基づいた金銭の移動
 - c. 当該金銭消費貸借契約に係る適切な会計記録
- ・ 当該通達は 2017 年 10 月 27 日から適用される。

2. 労働法 (the Labor Law) 下の国家社会保険基金 (the National Social Security Fund: NSSF)への企業と従業員の登録

2017 年 11 月 10 日、労働職業訓練省(Ministry of Labor and Vocational Training: MoLVT)は、労働法下の国家社会保険基金 (the National Social Security Fund: NSSF)への企業と従業員の登録に関する通達 No.448Prk.NSSF を公布しました。当通達は、社会保障スキームに規制される全ての企業が、労災制度 (occupational risk scheme, 業務に関連した事故や職業上の疾病に関する保険)、健康保険制度 (health care scheme) に関して、直ちに企業自身及びその従業員が登録することを求めるものである通達 448Prk.NSSF を公布しました。主な内容は以下のとおりとなります。

- 既に事業を開始しているが、NSSF に登録していない企業は 2017 年 12 月 10 日までに登録しなければならない。
- 当通達公布後に設立された企業は、事業開始後 30 日以内に NSSF に登録しなければならない。
- 労災制度、健康保険制度に関して、既に NSSF に登録した企業は再度登録する必要はない。
- 企業は雇用開始後 3 日以内に従業員を NSSF に登録しなければならない。既に NSSF 会員カードを保有している従業員についてはこの限りでない。
- 企業は月末後 20 日以内に、従業員数に関する月次報告書を NSSF に提出しなければならない。
- 当該通達は 2017 年 11 月 10 日から適用される。

3. 繊維・衣料産業における法人税の前払いの一時停止

2017年10月27日、経済財政省（The Ministry of Economic and Finance）は繊維・衣料産業における法人税の前払いの一時停止に関する通達 No.1130MEF.Prk を公布しました。主な内容は以下のとおりとなります。

- ・ 当該通達は、免税期間が既に終了した適格投資案件（Qualified Investment Project : QIP）に該当する企業が適用対象となる。繊維・衣料産業には、繊維産業のほか、輸出される衣類、靴、かばん、ハンドバック、帽子の製造企業が含まれる。
- ・ 2022年末まで法人税の月次納付を一時停止する。
- ・ 租税法及び関連規制に対する企業の法令順守が求められる。
 - a. 租税法、及び会計監査に関する法律に従って適切な会計記録を保持する。
 - b. その他の税金について必要なものについては申告する必要がある。
 - c. 税務当局に対して、独立監査人の年次監査報告書を提出する。
- ・ 当該通達は2017年10月27日から適用される。

4. 傷害・健康保険に係る国家社会保険基金（NSSF）への掛金拠出に関する料率・手続

2017年11月10日、労働職業訓練省(Ministry of Labor and Vocational Training: MoLVT)は、労働法に規定された従業員の傷害・健康保険の掛金拠出に係る料率及び手続に関する通達 No.449LV/Prk.NSSF を公布しました。当該通達は、掛金拠出及び支払遅延時の料率及び手続を改定するものです。主な内容は以下のとおりとなります。

- ・ 従業員の傷害保険に係る NSSF への拠出料率は税金控除前の従業員給与の 0.8%とする。
- ・ 医療サービスに係る NSSF への拠出料率は税金控除前の従業員給与の 2.6%とする。
- ・ NSSF への拠出及び申告書の提出期限はそれぞれ翌月 15 日と 20 日とする。拠出金の支払い及び申告書提出を怠った雇用主は、月次拠出額に追加で 1.5%加算され、かつ労働法の社会保険制度に関する 36 条に規定された最低料率の罰金が科せられる。
- ・ 当該通達は 2018 年 1 月 1 日から適用される。

Appendix 1 :

Chart of Contribution Rate for Employment Injury and Medical Care Service

Class	Monthly Wage (Riel)	Assumed Wage (Riel)	Contribution Rate for Employment Injury per Person (0.8%)	Contribution Rate for Medical Care per Person (2.6%)	Total Contribution
1	Below 200,000	200,000	1600	55,200	6,800
2	200,001-250,000	225,000	1800	5,850	7,650
3	250,001-300,000	275,000	2200	7,150	9,350
4	300,001-350,000	325,000	2600	8,450	11,050
5	350,001-400,000	375,000	3000	9,750	12,750
6	400,001-450,000	425,000	3400	11,050	14,450
7	450,001-500,000	475,000	3800	12,350	16,150
8	500,001-550,000	525,000	4200	13,650	17,850
9	550,001-600,000	575,000	4600	14,950	19,550
10	600,001-650,000	625,000	5000	16,250	21,250
11	650,001-700,000	675,000	5400	17,550	22,950
12	700,001-750,000	725,000	5800	18,850	24,650
13	750,001-800,000	775,000	6200	20,150	26,350
14	800,001-850,000	825,000	6600	21,450	28,050
15	850,001-900,000	878,000	7024	22,828	29,852
16	900,001-950,000	925,000	7400	24,050	31,450
17	950,001-1,000,000	975,000	7800	25,350	33,150
18	1,000,001-1,050,000	1,025,000	8200	26,650	34,850
19	1,050,001-1,100,000	1,075,000	8600	27,950	36,550
20	1,100,001-1,150,000	1,125,000	9000	29,250	38,250
21	1,150,001-1,200,000	1,175,000	9400	30,550	39,950
22	Above 1,200,001	1,200,000	9600	31,200	40,800

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確・不完全な情報、及び Grant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または、Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20th Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: info@kh.gt.com

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: Ronald.Almera@kh.gt.com



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: ryota.shimamoto@jp.gt.com

